

令和5年9月議会

議案説明資料

ページ

1 補正予算案

(1)一般会計

議案第184号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第3号） … 1

(2)国民健康保険事業特別会計

議案第185号 令和5年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号） … 5

2 一般議案

議案第192号 福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 … 7

議案第193号 福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案 …11

議案第194号 福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案 …13

議案第195号 福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案 …19

議案第196号 福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める
条例の一部を改正する条例案 …23

保 健 医 療 局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 184 号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第3号）

総 括

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	78,226,815	74,246	—
その他(本補正外)	7,093,972	—	—
歳 出 合 計	85,320,787	74,246	—

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
一般財源		特定財源	一般財源
74,246	78,301,061	25,185,956	53,115,105
—	7,093,972	1,866,902	5,227,070
74,246	85,395,033	27,052,858	58,342,175

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P8 ↳ P9	4 保健福祉費	1 社会福祉費	3 国 民 健 康 保 険 費	17,989,682	74,246	18,063,928
その他(本補正外)				67,331,105	—	67,331,105
歳 出 合 計				85,320,787	74,246	85,395,033

(△印 減、単位:千円)

説 明
国民健康保険事業特別会計への繰出金の追加

(2) 国民健康保険事業特別会計

議案第 185 号 令和 5 年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 (第 1 号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P18	6 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	17,989,682	74,246	18,063,928
その他(本補正外)				124,106,942	—	124,106,942
歳入合計				142,096,624	74,246	142,170,870

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P20 ゝ P21	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,557,496	74,246	1,631,742
その他(本補正外)				140,539,128	—	140,539,128
歳出合計				142,096,624	74,246	142,170,870

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計繰入金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明			
一般管理費の追加			
国の制度改正への対応による追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	90,365	74,246	164,611
その他の経費（本補正外）	306,525	—	306,525
計	396,890	74,246	471,136

議案第 192 号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子ども医療費助成制度の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 福岡市子ども医療費助成条例

① 助成対象の拡大

助成対象年齢を現行の中学生までから18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、いわゆる高校3年生相当（以下、高校生世代という。）までに拡大する。

② 対象者、申請者及び届出者の規定の改正

助成対象年齢の改正に伴い規定の整備を行う。

(2) 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例

自己負担額

高校生世代の対象者について、通院に係る医療費の一月当たりの自己負担上限額を1医療機関につき500円とし、入院に係る医療費の自己負担相当額の全額を助成とする改正を行う。

(3) 福岡市重度障がい者医療費助成条例

助成の範囲

精神障がい者の精神病床への入院に係る医療費の助成対象を現行の中学生までから高校生世代までに拡大する。

3 施行期日

令和6年1月1日

【参考】医療費助成制度改正概要

[現 行]

[改正後:令和6年1月から]

(1) 子ども医療費助成制度

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	通 院	入 院
3歳未満	自己負担なし	自己負担なし
3歳以上 中学生	月500円まで	



対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	通 院	入 院
3歳未満	自己負担なし	自己負担なし
3歳以上 高校生世代	月500円まで	

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	通 院	入 院
小・中学生	月500円まで	自己負担なし
高校生世代	月800円まで	500円/日 (月7日限度)
一 般 (上記以外)		



対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	通 院	入 院
小・中学生	月500円まで	自己負担なし
高校生世代		
一 般 (上記以外)	月800円まで	500円/日 (月7日限度)

(3) 重度障がい者医療費助成制度

自己負担額(1医療機関あたり)	
通 院	入 院
自己負担なし	自己負担なし ※精神障がい者の精神病床への 入院助成は中学生まで



自己負担額(1医療機関あたり)	
通 院	入 院
自己負担なし	自己負担なし ※精神障がい者の精神病床への 入院助成は高校生世代まで

【参考】福岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 児童 <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）をいう。	(2) 児童 <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）をいう。
(3)～(7) 略 (対象者)	(3)～(7) 略 (対象者)
第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる子ども（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法による被保険者又は被保険者等 <u>の被扶養者</u> であるものとする。	第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる子ども（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法による被保険者又は被保険者等 <u>若しくはその被扶養者</u> であるものとする。
2 略	2 略
第4条 略 (申請及び認定)	第4条 略 (申請及び認定)
第5条 医療費の助成を受けようとする場合は、対象者 <u>の保護者等</u> は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	第5条 医療費の助成を受けようとする場合は、対象者 <u>又はその保護者等</u> は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
2 略	2 略
第6条 略 (助成の方法)	第6条 略 (助成の方法)
第7条 略	第7条 略
2 前項の規定にかかわらず、認定対象者に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法による療養費の支給がなされた場合その他市長が特に必要があると認める場合は <u> </u> 、世帯主等、被保険者等その他当該医療費に係る費用の支弁にあたる者に対して助成する額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。 (届出等)	2 前項の規定にかかわらず、認定対象者に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法による療養費の支給がなされた場合その他市長が特に必要があると認める場合は、 <u>認定対象者</u> 、世帯主等、被保険者等その他当該医療費に係る費用の支弁にあたる者に対して助成する額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。 (届出等)
第8条 認定対象者の <u>保護者等</u> <u> </u> は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	第8条 認定対象者 <u>又はその保護者等</u> は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
2 認定対象者の <u>保護者等</u> <u> </u> は、前項第1号に規定する事由が生じた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、速やかに対象者証を市長に返還しなければならない。	2 認定対象者 <u>又はその保護者等</u> は、前項第1号に規定する事由が生じた場合その他規則で定める事由が生じた場合は、速やかに対象者証を市長に返還しなければならない。
3 略	3 略
以下略	以下略

【参考】福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第4条 略 (助成の範囲) 第5条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）の負傷又は疾病に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合に、その医療に要する費用（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうちこれらの法律の規定により保険者、共済組合又は共済事業団が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「自己負担分相当額」という。）を助成する。ただし、自己負担分相当額のうち、1の規則で定める病院、診療所、薬局等（以下「医療取扱機関等」という。）につき次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額（第2号の場合に係る自己負担分相当額が同号に定める額に満たないときは、自己負担分相当額）については、助成しない。 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき800円（<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者にあつては、1月につき500円） 2 前項ただし書の規定にかかわらず、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。 3・4 略 以下略	第1条～第4条 略 (助成の範囲) 第5条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）の負傷又は疾病に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合に、その医療に要する費用（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうちこれらの法律の規定により保険者、共済組合又は共済事業団が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「自己負担分相当額」という。）を助成する。ただし、自己負担分相当額のうち、1の規則で定める病院、診療所、薬局等（以下「医療取扱機関等」という。）につき次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額（第2号の場合に係る自己負担分相当額が同号に定める額に満たないときは、自己負担分相当額）については、助成しない。 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき800円（<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者にあつては、1月につき500円） 2 前項ただし書の規定にかかわらず、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。 3・4 略 以下略

【参考】福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第3条 略 (助成の範囲) 第4条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）の負傷又は疾病に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合において、その医療に要する費用（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうちこれらの法律の規定により保険者、共済組合又は共済事業団が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を助成する。ただし、第2条第1号ウに該当する認定対象者（<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の精神病床への入院医療に要する費用の額については、助成しない。 2 略 以下略	第1条～第3条 略 (助成の範囲) 第4条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）の負傷又は疾病に係る医療について国民健康保険法又は社会保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合において、その医療に要する費用（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうちこれらの法律の規定により保険者、共済組合又は共済事業団が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を助成する。ただし、第2条第1号ウに該当する認定対象者（<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の精神病床への入院医療に要する費用の額については、助成しない。 2 略 以下略

議案第 193 号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

2 改正内容

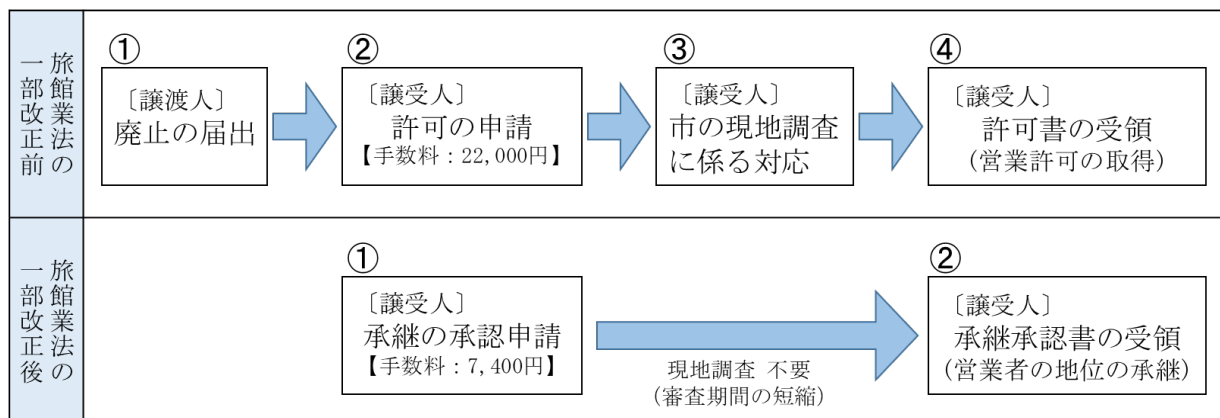
事業を譲り受けた者は新たに許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継することとなったことに伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継について、別表の5の項における旅館業の許可を受けた地位の承継の申請に対する審査の事務の規定に追加するとともに、旅館業法の一部改正に伴う条ずれを改めるもの。

【参考 1】 営業者の地位の承継に係る改正の概要

承継の種類	旅館業法の一部改正前			旅館業法の一部改正後	
	条項 (旅館業法)	手数料 (本条例)		条項 (旅館業法)	手数料 (本条例)
事業譲渡	—	22,000 円※	➡	第 3 条の 2	7,400 円
合併・分割	第 3 条の 2	7,400 円		第 3 条の 3	
相続	第 3 条の 3			第 3 条の 4	

※現行においては新規営業許可申請手数料が適用される。

【参考 2】 事業譲渡に係る事業者の手続きの流れ



3 施行期日

規則で定める日

4 福岡市衛生関係手数料条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧			新		
第1条～第6条 略			第1条～第6条 略		
別表			別表		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～4 省略			1～4 省略		
5 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400	5 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400
6～88 省略			6～88 省略		

議案第 194 号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

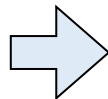
旅館業法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継に関する規定が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

(1) 事業譲渡による営業者の地位の承継に係る条項の追加（第7条関係）

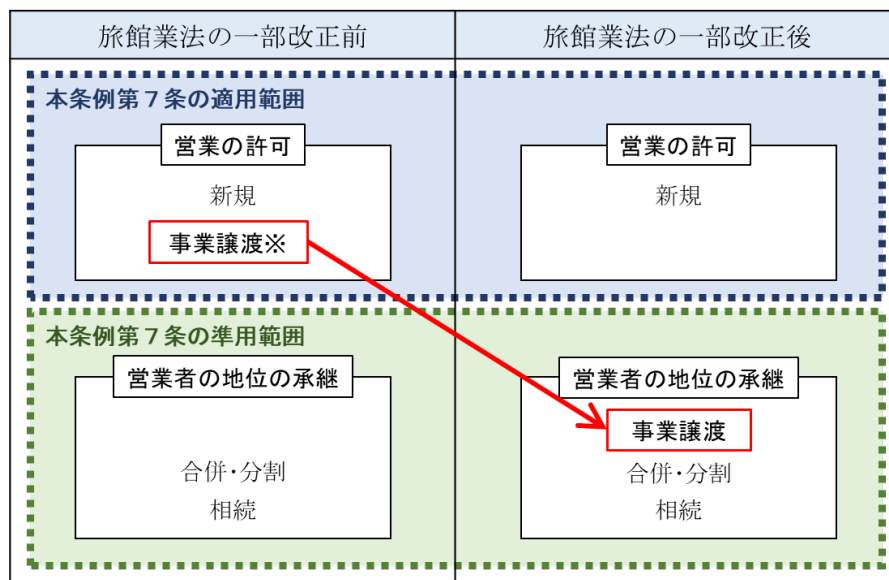
事業譲渡による営業者の地位の承継について、本条例第7条（社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可）の準用の規定に追加するとともに、旅館業法の一部改正に伴う条ずれを改めるもの。

【参考1】営業者の地位の承継に係る改正の概要

承継の種類	旅館業法の一部改正前			旅館業法の一部改正後	
	条項 (旅館業法)	本条例第7条 の規定		条項 (旅館業法)	本条例第7条 の規定
事業譲渡	—	適用※		第3条の2	準用
合併・分割	第3条の2	準用		第3条の3	
相続	第3条の3			第3条の4	

※現行においては新規営業許可として本条例第7条の規定が適用される。

【参考2】本条例第7条（社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可）の規定の適用範囲



(2) その他の事項（第10条関係）

旅館業法の一部改正に伴う号ずれを改めるもの。

3 施行期日

規則で定める日

4 福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第6条 略 (社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可) 第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第1項第4号に規定する青年の家 (2) 社会教育法第20条に規定する公民館 (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園のうち、専ら児童の利用に供することを目的とするもの (6) 主として児童の利用に供することを目的とする施設で、前各号に掲げる施設に類するものとして市長が定めるもの 2 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は、次の表の左欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる意見を求めなければならない者とする。 略 第8条・第9条 略	第1条～第6条 略 (社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可) 第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第1項第4号に規定する青年の家 (2) 社会教育法第20条に規定する公民館 (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園のうち、専ら児童の利用に供することを目的とするもの (6) 主として児童の利用に供することを目的とする施設で、前各号に掲げる施設に類するものとして市長が定めるもの 2 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は、次の表の左欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる意見を求めなければならない者とする。 略 第8条・第9条 略

(宿泊拒否の事由) 第10条 法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。 (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等であつて、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。 以下略	(宿泊拒否の事由) 第10条 法第5条第1項第4号に規定する宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。 (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等であつて、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。 以下略
---	--

旅館業法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
(新設)	<u>第3条の2 前条第1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。</u> <u>2 前条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。</u>
<u>第3条の2 前条第1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</u> <u>2 前条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。</u>	<u>第3条の3 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</u> <u>2 第3条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。</u>
<u>第3条の3（略）</u>	<u>第3条の4（略）</u>

議案第 195 号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

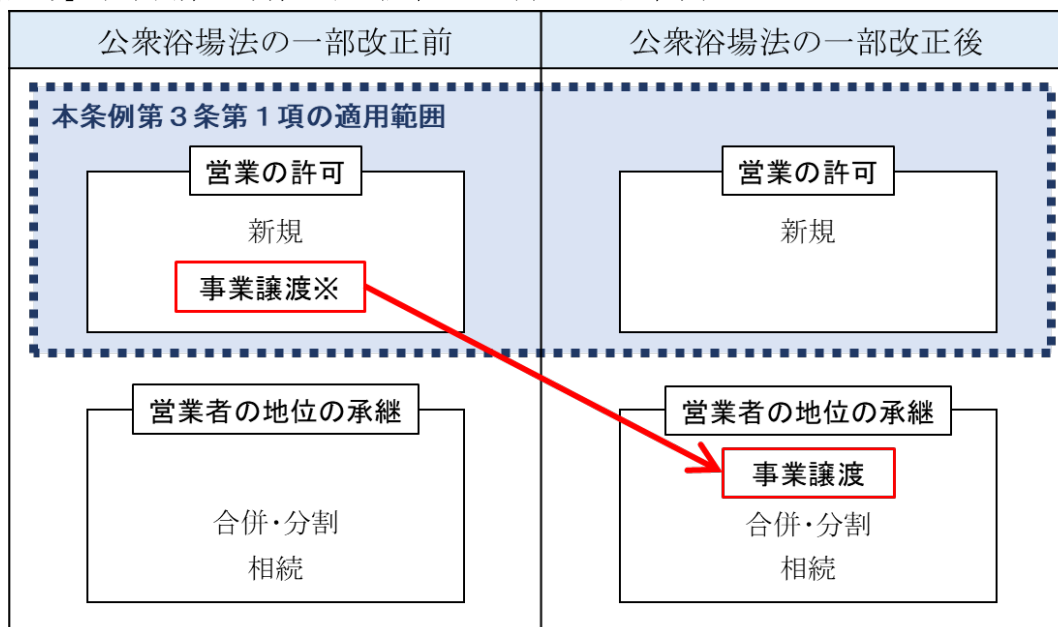
1 改正理由

公衆浴場法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継に関する規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

事業を譲り受けた者は新たに許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継することとなったことに伴い、普通公衆浴場における配置の基準の適用除外の規定から譲受人に係る条文を削除するもの。

【参考】本条例第 3 条第 1 項（配置の基準）の適用範囲



※現行においては本条例第 3 条第 3 項第 3 号の規定により適用除外としている。

3 施行期日

規則で定める日

4 福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条・第2条 略 (配置の基準) 第3条 普通公衆浴場における法第2条第3項に規定する配置の基準は、設置しようとする普通公衆浴場と現に法第2条第1項の許可(以下「営業許可」という。)を受けている最も近い普通公衆浴場との距離が250メートル以上あることとする。 2 略 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。 (1) ・ (2) 略 <u>(3) 普通公衆浴場の譲受人が引き続き同一の場所で当該普通公衆浴場を営もうとする場合</u> 以下略	第1条・第2条 略 (配置の基準) 第3条 普通公衆浴場における法第2条第3項に規定する配置の基準は、設置しようとする普通公衆浴場と現に法第2条第1項の許可(以下「営業許可」という。)を受けている最も近い普通公衆浴場との距離が250メートル以上あることとする。 2 略 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。 (1) ・ (2) 略 (削る) 以下略

公衆浴場法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
第２条の２ 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、<u>相続人</u>（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>又は</u>分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。 ２ 略	第２条の２ 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）<u>が当該浴場業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割</u>（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、<u>当該浴場業を譲り受けた者又は相続人</u>（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>若しくは</u>分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。 ２ 略

議案第 196 号

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院における人員の基準を改める必要があるによる。

2 改正内容

病院の従業者の基準の改正（第 4 条第 1 項第 4 号関係）

「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 3 条 （略） (病院の人員の基準) 第 4 条 法第 21 条第 1 項第 1 号の条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) （略） (4) 栄養士 病床数 100 以上の病院にあっては、1 (5) ・ (6) （略） 2 ・ 3 （略） (以下略)	第 1 条～第 3 条 （略） (病院の人員の基準) 第 4 条 法第 21 条第 1 項第 1 号の条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) （略） (4) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 病床数 100 以上の病院にあっては、1 (5) ・ (6) （略） 2 ・ 3 （略） (以下略)

医療法施行規則（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
第 19 条 （略） 2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 3～5 （略）	第 19 条 （略） 2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 病床数百以上の病院にあつては、一 3～5 （略）